

高知県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第8条の2第1項及び第2項の規定に基づき、県民が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）を公表する際の実施方法等を定め、薬局機能情報の適切な運用を図り、県民による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱方針

- (1) 知事は、常に正確、迅速かつ適切な薬局機能情報の収集及び提供に努めるものとする。
- (2) 薬局開設者は、自らの責任において薬局機能情報を知事に対して報告しなければならない。
- (3) 知事は、報告を受けた薬局機能情報について、原則として薬局開設者の報告のとおり公表するものとする。
- (4) 薬局開設者は、常に正確かつ適切な薬局機能情報の提供に努めなければならない。

3 薬局機能情報の報告の種別、方法等

- (1) 薬局機能情報の報告の種別、報告の時期及び報告の様式については、別表のとおりとする。
- (2) 薬局機能情報の報告は、県医事薬務課に行うものとする。
- (3) 薬局機能情報の報告は、前2項の規定にかかわらず、県民がインターネットを通じて閲覧できるWebページ（こうち医療ネット）による入力方法により行うことができる。この場合、報告の種別、報告の時期については、第1項のとおりとする。

4 薬局機能情報の確認

- (1) 知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、薬局開設者及び関係官公署に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) 知事は、薬局開設者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該薬局の開設者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。
- (3) 知事は、薬局開設者が前項の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合は、法第72条の3に基づき、薬局開設者に対し、期間を定めて、報告の要請又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- (4) 知事は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合又は、是正命令を行ってからは是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することができる。

5 報告事項の公表

- (1) 知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報について、県民がインターネットを通じて閲覧できるWebページ（こうち医療ネット）を設け、報告を受けた薬局機能情報を速やかに当該ページに掲載する。
- (2) 知事は、法第10条に基づく休廃止等の届出が行われたときは、速やかにWebページ（こうち医療ネット）から削除するものとする。
- (3) 薬局開設者は、報告した当該薬局の薬局機能情報について、書面又は電磁的方法により県民、患者等に提供しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。
- 2 平成 19 年度における別表区分 1 に関する報告については、同「報告の時期」の欄中「毎年 5 月 31 日」とあるのは「平成 20 年 2 月 29 日」、「その年の 4 月 1 日」とあるのは「平成 19 年 12 月 31 日」に読み替えるものとし、同「報告様式」の欄については、「様式 5（高知県医療機能調査票）」とする。
- 3 平成 20 年度における別表区分 1 に関する報告については、同「報告の時期」の欄中「毎年 5 月 31 日」とあるのは「平成 20 年 9 月 30 日」、「その年の 4 月 1 日」とあるのは「平成 20 年 9 月 1 日」に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

別表

区分	報告の種別	報告の時期	報告様式
1	毎年定期的に行う報告(以下、「定期報告」という。)	毎年5月31日までにその年の4月1日現在の状況を報告	① 様式1 (定期報告) ② 様式5 (高知県医療機能調査票) (該当部分に限る。)
2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報及び薬局サービス等のうち健康サポート薬局、高知家健康づくり支援薬局である表示の有無について変更が生じたときに行う変更の報告(以下、「変更報告」という。) 【基本情報】 ① 薬局の名称 ② 薬局開設者 ③ 薬局の管理者 ④ 薬局の所在地 ⑤ 電話番号及びファクシミリ番号 ⑥ 営業日及び開店時間 ⑦ 時間外における対応 ⑧ 休業日	変更が生じたときから10日以内に変更事項を報告	① 様式2 (変更・訂正報告) ② 様式5 (高知県医療機能調査票) (該当部分に限る。)
3	報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告(以下「訂正報告」という。)	随時、速やかに報告	① 様式2 (変更・訂正報告) ② 様式5 (高知県医療機能調査票) (該当部分に限る。)
4	廃止時に行う報告(以下「廃止時報告」という。)	廃止したときから10日以内に報告	様式3 (廃止時報告)
5	休止時に行う報告(以下「休止時報告」という。)	休止したときは10日以内に報告 再開したときも10日以内に報告	様式4 (休止時報告)
6	新たに開設許可、又は届出を行った薬局が行う報告(以下「新規開設許可・届出時報告」という。)	開設許可・届出後10日以内に開設時の状況を報告	様式5 (高知県医療機能調査票)

注1) 区分1、2、3、6の報告は県民がインターネットを通じて閲覧できるWebページ(こうち医療ネット)による入力方法により行うことができる。

注2) 基本情報以外の情報についての変更があった場合については、随時報告することができる。

薬局機能情報報告書 (変更・訂正報告用)

薬局の名称	
-------	--

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、県民が薬局の選択を適切に行うために必要な薬局機能情報の変更を報告します。

変更・訂正のある事項

・変更・訂正前

・変更・訂正後

年 月 日

住所

法人にあたっては主たる事務所の所在地

氏名

法人にあたっては名称及び代表者の職・氏名

㊞

高知県知事

様

連絡先電話番号 (- -)

【注意】

- 1) 不要な文字は消すこと
- 2) 変更が生じたときから 10 日以内に報告すること。
- 3) 訂正がある場合は、速やかに随時報告すること。
- 4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条に基づく休止・再開・廃止事項の届出については、別途届出が必要。
- 5) 該当の調査票を添付すること。

薬局機能情報報告書 (廃止時報告用)

薬局の名称	
-------	--

薬局を _____ 年 _____ 月 _____ 日に廃止しましたので報告します。

年 月 日

住所 (法人にあたっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあたっては名称及び代表者の職・氏名)

印

高知県知事 様

連絡先電話番号 (- -)

【注意】

- 1) 不要な文字は消すこと
- 2) 変更が生じたときから 10 日以内に報告すること。
- 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条に基づく廃止の届出については、別途届出が必要。

薬局機能情報報告書 (休止時報告用)

薬局の名称	
-------	--

休止時報告

薬局を _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで休止しますので報告します。

再開時報告

薬局を _____ 年 月 日から再開しましたので報告します。

年 月 日

住所 法人にあたっては主たる事務所の所在地

氏名 法人にあたっては名称及び代表者の職・氏名

印

高知県知事 様

連絡先電話番号 (- -)

【注意】

- 1) 不要な文字は消すこと
- 2) 変更が生じたときから 10 日以内に報告すること。
- 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条に基づく休止・再開の届出については、別途届出が必要。